

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成 30 年 6 月 5 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別紙）

平成 30 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項中「（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産及び都市計画税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の葉山町税条例附則第7項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

宅地等の用途を変更した土地に対して課す固定資産税及び都市計画税の負担水準の特例を適用させる期間を3年延長することとした。

3 施行期日

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例附則第7項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則 (平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>7 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附 則 (平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p> <p>7 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>